

「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」等の計画期間の延長について

1 さいたま市ヘルスプラン21(第2次)等とは

- (1) さいたま市ヘルスプラン21(第2次)・・・国の「二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」の地方計画として策定するもので、市民、民間団体、事業者、行政などが一体となって健康づくりを推進するための計画。
- (2) 第3次さいたま市食育推進計画・・・「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」に定める「栄養・食生活」に関する計画であり、「食育基本法」に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
- (3) さいたま市歯科口腔保健推進計画・・・「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」に定める「歯・口腔の健康」に関する計画であり、「さいたま市歯科口腔保健推進条例」及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえ、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するための計画。

2 背景

- (1) 令和3年8月4日付け「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」(厚生労働省告示第303号)
- (2) 令和3年8月4日付け「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について(通知)
- (3) 令和3年9月7日付け「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画の達成時期等について(通知)

3 要旨

- (1) 現行の健康日本21(第二次)の期間を1年間延長し、平成25年度から令和5年度までとする。
⇒令和6年度(2024年度)から次期プランの開始を予定している。
- (2) 各目標に係る年及び年度については、健康日本21(第二次)の期間の延長に伴う変更は行わない。
⇒現在実施している健康増進計画については、計画期間の延長に伴い改めて目標を再設定する必要はなく、従前より設定している目標の達成に向けて取組を継続していただきたい。
- (3) 令和5年(2023年)春頃を目途に次期プランを公表する。
⇒令和5年度(2023年度)中に次期健康増進計画の策定準備を進めていただきたい。

4 スケジュール

- (1) 「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)(H25~R4)」、「第3次さいたま市食育推進計画(H30~R4)」及び「さいたま市歯科口腔保健推進計画(H27~R4)」の計画期間を1年延長する。
※計画期間の延長について、庁内の関係課に意見を求めた結果、他の計画に影響はなかった。
- (2) 令和5年度の目標値は、令和4年度の目標値を据え置く。
- (3) 「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」、「第3次さいたま市食育推進計画」及び「さいたま市歯科口腔保健推進計画」を統合した次期健康増進計画である「(仮称)さいたま市健康づくり計画」を令和5年度に策定し、令和6年度から施行する。

	平成25年度 ~令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【国】 健康日本21(第二次)	現行計画期間		一年延長	次期計画実施
【さいたま市】 ヘルスプラン21(第2次)	現行計画期間		一年延長	次期計画実施